

「簡易な施工計画」を記載するにあたっての注意事項

1 記載方法について

入札公告に添付されたファイル（様式第5-1号、様式第5-2号）を必ず使用し、フォーマットに従つて1課題あたり4項目を限度とし、1項目につき1つの提案を記載すること。（A3サイズ1枚に収め、箇条書き）

1項目の文字数は150文字までとする（空白や改行も1文字に含む。セルの高さは変更してよい）。施工計画を補完するための写真・図・イラスト等は、右欄「○図表等」の枠内にのみ添付すること（別添資料は不可）。

（評価の対象としない記載方法の例）

- ① 指定した用紙サイズ、フォーマットを用いていない場合。
- ② 指定した項目数（4項目）を超えた提案を行った場合の5項目以降。
- ③ 複数の同様な提案を記載した場合の2つ目以降の提案。
- ④ 同一項目内で複数の提案を記載した場合の2つ目以降の提案。

2 記載内容について

課題に対応した様々な着目点からの提案を記載すること。提案については履行義務を伴うため、実施の可能性や具体性には十分配慮すること。

（評価の対象としない記載内容の例）

- ① 実施するための判断の方法や基準、場所、時期、実施頻度、数量等が不明確であり、効果が判断できないもの。
- ② 実施にあたり第三者との協議・承諾を要するもののなかで、実施できるのか不明瞭なもの。
- ③ 実施が曖昧なもの（「…の場合は…。」、「…を必要に応じて…。」、「できる限り…。」、「…等を使用する。」、「…の使用を検討する。」など）。
- ④ 「共通仕様書」や「施工管理基準」等に記載された内容と同様のもの（管理基準等を自主的に上乗せ設定したもの）を含む。

設計図書や基準等に記載の施工回数や管理回数（頻度）の変更

- ⑤ 数量・構造等に設計変更を要するもの。
- ⑥ 図面、仕様書等で明示している工事目的物の仕様、形状、規格の変更（配筋、目地等の変更・柵等の嵩上げを含む）。
- ⑦ 工事目的物に使用する材料の変更
コンクリートへの添加剤、仕様・強度・規格・配合の変更など
- ⑧ 図面、仕様書等で明示している使用機械や仮設材等の変更や追加。

As 補装等の追加施工、機械式水処理設備（中和処理設備、濁水処理設備等）の追加設置、人員（交通誘導員、監視員等）の増員、追加配置などの過度なコスト負担を要するもの。

- ⑨ 標準的な現場管理や安全管理、労働安全衛生に類するもの。
工事看板の設置、補修や清掃及び散水、場内に水を入れないための仮排水や水替えなど
- ⑩ 一般的な法令・規則の遵守やマナーの向上に類するもの。
飲酒運転、過積載、ポイ捨ての抑止など
- ⑪ 当該工事と無関係のもの。
地域やボランティア団体等が実施している清掃活動等への参加など
- ⑫ 工期内に履行が確認できないもの。
- ⑬ 提案の内容が課題に対するものとして適当でないもの。
- ⑭ 提案の内容の効果の程度が小さいと判断されるもの。
- ⑮ 提案の内容の効果の程度が不明瞭なもの。
- ⑯ 提案の内容が採用できないもの（実施不可）。

3 その他

上記で「評価の対象としない記載内容」としているものであっても、現場での実施を妨げるものではない（実施不可を除く）。記載された提案内容が履行されなかった場合、工事成績評定の減点や指名停止になることがある。提案事項は、設計変更の対象にならないので注意すること。